

3. 水道水質管理

(1) 水安全計画による水質管理の促進

国では、水道事業者に対して、水道水の安全性を高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、水安全計画の策定を推奨してきたところであるが、平成24年8月現在での策定率は、策定中を含めてもわずかに9%であった。

水安全計画は、水源から給水栓に至る各段階でリスク評価とリスク管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築するものであり、良質で安全な水道水の供給確保に資するものである。水質汚染事故や異臭味被害の発生、水道施設の老朽化や担当職員の減少・高齢化といった水道の抱える課題に対応するため、水道事業者には、水安全計画の策定又はこれに準ずる手法により、危害管理の徹底をお願いする。

なお、今年度、中小規模の水道事業者を念頭に、水安全計画に基づく水質管理手法導入に向けた支援方策を検討している。

(2) 水質事故への対応について

① 水道水源における水質事故への対応の強化について

水道水源における水質事故への対応については、昨年5月に利根川水系で発生したホルムアルデヒドによる水質事故を受け、本年3月28日に「水道水源における水質事故への対応の強化について」（健水発0328第1号厚生労働省健康局水道課長通知）を通知したところである。

本通知を踏まえ、また、前述の水安全計画を活用しつつ、同じ流域の水道事業者等や関係行政部局と連携して水源のリスクを把握し、未然防止のための排出側への働きかけ、水質事故発生時に備えた体制整備、浄水施設の整備や運転管理改善への活用、監視体制の強化、水質事故発生時の影響緩和措置等を行い、水質事故への対応能力の向上を図るよう願う。

なお、健康に影響を及ぼす又はそのおそれのある水質事故の発生が確認された場合には、引き続き、速やかに厚生労働省への報告をお願いする。

② 水道危害項目（仮称）の設定

通常、水道原水や浄水中では検出されないため、水道水の水質基準や水質管理目標設定項目には該当しないものの、事故が発生した場合等に水道に危害を及ぼすおそれがある物質については、水道危害項目（仮称）として、使用状況、物性等の情報の収集整理を行う予定としている。

③ 突発的水質事故発生時における摂取制限による給水継続の考え方の整理

水道水は、飲用のみならず生活用水として使用されており、断水は市民生活に大きな影響を及ぼすものである。ホルムアルデヒドのように、長期的な影響を考慮して基準設定がなされている項目については、突発的水質事故発生時等に水質基準を超過したこと

をもって直ちに取水及び給水の緊急停止を講じるものではなく、基準値超過が継続することが見込まれる場合に給水停止等の措置を講じることとしているが、その判断の目安が十分でなく、基準値超過がただちに給水停止につながる場合が生じていることから、摂取制限等による給水継続の目安を明確化するための検討を行っている。

(3) 水質基準等の改正について

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条に定める水質基準については、平成 15 年の厚生科学審議会答申に基づき、最新の科学的知見に従い逐次改正方式により見直しを行っている。

今般、内閣府食品安全委員会による最新の食品健康影響評価に基づき、「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の一部を改正し、亜硝酸態窒素に係る基準（0.04mg/L）を追加するとともに、「水道法施行規則」（昭和 32 年厚生省令第 45 号）、「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年厚生省令第 15 号）及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成 9 年厚生省令第 14 号）について所要の改正を行うこととしている。併せて、それぞれの試験方法に係る告示等の改正を行うこととしている（平成 26 年 4 月 1 日施行予定）。

併せて、第 14 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 25 年 3 月 19 日開催）における審議を踏まえ、水質管理目標設定項目のうち、アンチモン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、並びに農薬類の対象農薬リストに掲げる農薬のうち 2 物質（トリクロロホン及びメコプロップ）について、それぞれ目標値の見直しを行うこととしている（平成 26 年 4 月 1 日施行予定）。

(4) 災害等非常時における水の安全性の確認方法の検討

地震等の大規模災害時に水道からの供給が継続できない場合、給水車や応援物資による対応となるが、飲料水や調理に用いる水は確保されても、洗面や洗濯等の生活用水の確保は難しい。そこで、災害用井戸や簡易な水処理装置等によって供給される水を使用する場合の水の安全性を確認する方法について検討している。